

診療報酬の算定方法に関する厚生労働大臣の告示に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第109号

診療報酬の算定方法に関する厚生労働大臣の告示に伴う関係規則の整備に関する規則

次に掲げる規則の規定中「診療報酬の算定方法（平成18年3月6日厚生労働省告示第92号）」を「診療報酬の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号）」に改める。

- (1) 京都市保健所条例施行規則第1条ただし書
- (2) 京都市衛生公害研究所条例施行規則別表病原体その他病因の試験若しくは検査又は臨床に関する試験若しくは検査の項
- (3) 京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則第4条第2項
- (4) 京都市児童福祉センター条例施行規則第3条第1項
- (5) 京都市桃陽病院条例施行規則第5条第1項
- (6) 京都市健康増進センター条例施行規則別表第1健康度測定の項
- (7) 京都市こころの健康増進センター条例施行規則第1条第1項

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（保健衛生推進室健康増進課，身体障害者リハビリテーションセンター管理課，こころの健康増進センター相談援助課，児童福祉センター総務課，衛生公害研究所管理課及び桃陽病院）